「短期大学基準」及びその解説 新旧対照表

(改定の理由)

平成32年度からの第3期認証評価に向け、短期大学認証評価システムを改変する。本基準の改定はその一環として行うものであり、その主な改定ポイントは以下の通り。

- ・ 平成 28 年 5 月に改定 (その後平成 29 年 3 月に一部改定) した「大学基準」をベースに、短期大学の特質に応じた内容とした。すなわち:
 - ・ 内部質保証の位置づけの明確化(内容の充実及び基準内の配置位置の変更)(「大 学基準」の改定内容に沿った改定)。
 - ・ 基準4「教育内容・方法・成果」を「教育課程・学習成果」へと変更。同基準内の下位区分 (**) を廃止し、教育内容、方法等と学習成果に至る内容の一貫性を強調(「大学基準」の改定内容に沿った改定)。
 - ※ (1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、(2)教育課程・教育内容、(3) 教育方法、(4)成果
 - ・ 基準 10(1)「管理運営」を「大学運営」とし、狭義の管理運営にとどまらない 様々な事項を包括。
 - ・ 基準9「社会連携・社会貢献」において短期大学独自の内容を加え「大学基準」 との違いを出すなど、短期大学の特質に応じた内容を構成。
- ・ そのほか、「短期大学設置基準」の改正等(※)を考慮に入れた。
 - ※ スタッフ・ディベロップメント (SD) に関すること、3つの方針の評価に関すること、 内部質保証の機能の評価に関すること、設置計画履行状況等調査への対応状況の評価に関 すること

| 改定案 | 現行 |
|--|---|
| 短期大学基準 | 短期大学基準 |
| 趣旨 | 趣旨 |
| 1 短期大学は、学問の自由を尊重し、高度 の教育研究機関として、豊かな人間性を備 えた有為な人材の育成、新たな知識と技術 の創造及び活用、学術文化の継承と発展等 を通して、学問の進歩と社会の発展に貢献 するという使命を担っている。短期大学は、 | 1 短期大学のあり方 近年における学術研究の高度化、情報化・ 国際化の進展及び生涯学習社会への移行等の 社会的変化が大きく進む一方で、18 歳人口の 減少や女子学生の4年制大学への指向の高ま り等、短期大学をめぐる環境が大きく変化し |

改定案 現行

<u>この使命を自覚し、短期大学</u>として適切な 水準を維持すると同時に、自ら掲げる理 念・目的の実現に向けて組織<u>及び</u>活動を不 断に検証<u>し、</u>その<u>充実・</u>向上に<u>取り組むこ</u> とが必要である。

「深く専門の学芸を教授研究し、職業または 実際生活に必要な能力を育成する」という一 般的な目的を視座に据えて、高等教育システ ムにおいてどのような役割・機能を果たして いくのかを明確にするとともに、地域社会の 要請や学生のニーズに的確に対応し、個性や 特徴を打ち出していく必要がある。 また、短期大学は、建学の精神や理念に基

てきている。こうした状況の中で短期大学は、

<u>また、</u>短期大学は、<u>建学の精神や理念に基づき、目的を明確に定めるとともにそれを具体化した教育目標を設定する必要がある。そして、高等教育機関としての</u>適切な水準を維持すると同時に、自ら掲げる理念、目的<u>及び教育目標</u>の実現に向けて組織と活動を不断に検証してその向上に努め、教育研究活動の質を短期大学自らが保証していくことが必要である。

2 この短期大学基準は、大学基準協会が行う短期大学認証評価の基準<u>となるものであり、同時に</u>短期大学が<u>適切な水準を維持し、その向上を図る</u>指針<u>となるものとして定め</u>るものである。

2 短期大学基準の意義について

この短期大学基準は、大学基準協会が行う 短期大学認証評価の基準<u>として、また各</u>短期 大学が<u>理念・目的を達成すべく向上していく</u> ための指針<u>として設定する</u>ものである。

短期大学基準の各条項は、それぞれの短期 大学の特徴や立場を尊重し、その改善・改革 を促すという観点に立って、各短期大学の理 念・目的を踏まえて、短期大学のあるべき姿 を追求するための留意点を明らかにすること に主眼をおいている。

したがって、短期大学基準は、本協会の認証評価を通じて正会員となることを希望する短期大学やすでに正会員になっている短期大学の改善・改革の努力を促すとともに、短期大学が行っている努力の状況を自ら検証するための基準として活用されることを期待す

改定案 現行

<u>る。</u>

また、この短期大学基準は、正会員以外の 短期大学においてもその理念・目的の達成に 向けて、多様かつ個性的に発展していくため に活用されることを期待する。

基準

[理念・目的]

1 短期大学は、<u>自ら掲げる</u>理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表<u>するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その</u>他の諸施策を明確にしなければならない。

(※基準3として移動)

[内部質保証]

2 短期大学は、<u>自ら掲げる</u>理念・目的を実現するために、<u>内部質保証システムを構築し、</u> 恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に 取り組まなければならない。

[教育研究組織]

3 短期大学は、<u>自ら掲げる</u>理念・目的を<u>実現</u> するために、</u>教育研究組織を適切に整備しな ければならない。

[教育課程・学習成果]

4 短期大学は、<u>自ら掲げる</u>理念・目的を実現するために、学位授与方針<u>及び</u>教育課程の編成・実施方針を<u>定め、公表しなければ</u>ならない。また、**教育課程の編成・実施方針**に則し

基準

【**基準1**. 理念・目的】

短期大学は、<u>その</u>理念に基づき、人材育成の目的、その他の教育研究上の目的を適切に設定し、公表**しなければ**ならない。

【基準2. 教育研究組織】

(略)

(※基準10から移動)

【基準10. 内部質保証】

短期大学は、<u>その</u>理念・目的を実現するために、<u>教育の質を保証する制度を整備し</u>、<u>定期的</u>に<u>点検・評価を行い、短期大学の現況を公表し</u>なければならない。

(※基準2から移動)

【基準2. 教育研究組織】

短期大学は、<u>その</u>理念・目的を<u>踏まえて</u>、<u>適</u> 切な教育研究組織を整備しなければならない。

【基準4.教育内容・方法・成果】

短期大学は、<u>その</u>理念・目的を実現するために、<u>教育目標を定め、それに基づき</u>学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を<u>明示しなければ</u>ならない。また、<u>こうした方針</u>に則して、十

て、十分な<u>教育上の</u>成果を上げるための教育 内容<u>を備えた体系的な教育課程を編成すると</u> ともに、効果的な教育を行うための様々な措 置を講じ、学位授与を適切に行わなければな らない。<u>さらに、学位授与方針に示した学習</u> 成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

<u>[</u>学生の受け入れ]

5 短期大学は、<u>自ら掲げる</u>理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を**定め、公表するとともに**、その方針に沿って<u>学生の受</u>け入れを公正に行わなければならない。

[教員・教員組織]

6 短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

[学生支援]

7 短期大学は、<u>自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針</u>を明確にし、<u>その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援</u>を適切に行わなければならない。

___教育研究等環境]

8 短期大学は、<u>自ら掲げる</u>理念・目的を実現し、学生の<u>学習及び</u>教員による教育研究活動が<u>十分に行われる</u>よう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿っ

現行

分な**教育**成果を上げるための教育内容**と方法 を整備・充実させ**、学位授与を適切に行わなければならない。

【基準5.学生の受け入れ】

短期大学は、<u>その</u>理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を<u>明示し</u>、その方針に沿って<u>公正な受け入れを</u>行わなければならない。

(※基準3から移動)

【基準3. 教員・教員組織】

短期大学は、<u>その</u>理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を整備<u>しなければ</u>ならない。

【**基準** 6<u>.</u>学生支援<u>】</u>

短期大学は、<u>学生が学習に専念できるよう</u>、 <u>修学支援、生活支援及び進路支援に関する方針</u> を明確にし、<u>それに基づき学生支援</u>を適切に行 わなければならない。

【基準7. 教育研究等環境】

短期大学は、学生の<u>学修並びに</u>教員による教育研究活動が<u>必要かつ十分に行える</u>よう、<u>学習</u> 環境や</u>教育研究環境に関する方針を明確にし、 それに基づく教育研究環境を整備するととも

<u>て学習環境や</u>教育研究環境を整備<u>し</u>、これを 適切に管理運営しなければならない。

[社会連携・社会貢献]

9 短期大学は、<u>自ら掲げる理念・目的を実現するために、</u>社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、<u>その方針に沿って社会との連携に配慮し、</u>教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

[大学運営・財務]

10 短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、短期大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財務基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

現行

<u>に</u>、これを適切に管理運営しなければならない。

【基準8. 社会連携・社会貢献】

短期大学は、<u>社会との連携や社会への貢献</u>に 関する方針を明確にし、<u>それに基づき</u>、教育研究<u>の</u>成果を広く社会に還元しなければならない。

【基準9.管理運営・財務】

短期大学は、<u>その</u>機能を円滑かつ十分に発揮するために、<u>管理運営に関する</u>方針を明確にし、その方針に沿って、明文化された<u>規定</u>に基づき適切な<u>管理運営</u>を行わなければならない。また、教育研究を支援し、それを維持・向上させるために、適切な<u>事務組織を設置</u>するとともに、必要かつ十分な<u>財政的</u>基盤を確立し、<u>財務</u>を適切に行わなければならない。

改定案 現行

短期大学基準の解説

(※新設)

趣旨

ここでは、短期大学のあり方について明らか にするとともに、短期大学基準の意義について 述べる。

1 短期大学のあり方について

短期大学は、高度の教育研究機関として、豊かな人間性の涵養に留意しつつ真理の探究と人材育成に努め、不断に短期大学と社会の活動全般を検証し、短期大学としてふさわしい教育研究水準の維持・向上と、社会の発展に資する責務を負っている。

今日における学術研究の高度化、社会や経済 構造の変化、グローバル化の進展は、短期大学 の高度化、多様化及び個性化の促進を要請して いる。一方で、短期大学は高度な専門性を有す る者の集団として、社会の動向を建設的な見地 から批判的に検証し、より良い社会の実現のた めの提言や知識の提供を行うことが、社会から 求められている。短期大学は、これらの要請に どのように対応しているかを絶えず自らに問 いかけ、教育研究活動の充実・向上を図らなけ ればならない。

2 短期大学基準の意義について

短期大学基準は、大学基準協会の短期大学認 証評価を行う際の基準であると同時に、短期大 学としての適切な水準を維持し、自ら掲げる理 念・目的の実現に向けた改善・向上のための指 針として機能することが期待されている。

短期大学基準は、この基準に基づいて行う短

期大学認証評価を通して、短期大学が自ら行う 点検・評価を十全たらしめることとする他、新 たに大学基準協会の正会員校となろうとする 短期大学の改善・向上の努力を促すとともに、 すでに正会員校となっている短期大学につい ても現に短期大学が行っている努力の状況を 自ら検証するための基準として活用されるこ とを期待し、その充実・向上と発展を促すこと を目的としている。

短期大学基準の各基準は、それぞれの短期大学の自主性、自律性を尊重し、その特徴や立場に応じた改善・向上を促すという観点に立って、短期大学のあるべき姿を追求するための留意点を明らかにすることに主眼をおいている。

基準

<u>ここでは、各短期大学の理念・目的を尊重し</u> <u>つつも、高等教育機関としての短期大学が追求</u> すべき基準について述べる。

1 理念・目的について

短期大学は、<u>その</u>理念<u>を踏まえ、大学として</u> の目的を明確にし、学科(又は専攻課程)、専 攻科ごとに、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を明確にしなければならない。これら はいずれも短期大学の持つ個性や特徴を明らかにするものであると同時に、学問の自由を保障し、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成する」(学校教育法第108条第1項)という短期大学の目的にも沿い、高度の教育研究機関としてふさわしい内容を有するものであることが必要である。

【**基準1**. 理念・目的】

< 解説 >

短期大学は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業または実際生活に必要な能力を育成する こと」(学校教育法第108条第1項)を主な目的 としている。各短期大学は、このような一般的 目的を踏まえて、それぞれの理念に基づき、高 等教育機関として適切な目的を設定する必要 がある。その際、社会や時代の変化の中で自ら の個性や特徴を一層明確にし、自ら掲げる目的 には、このような個性や特徴を充分反映させる 必要がある。

また、学科・専攻科においても、専門領域等 の特性に基づき、目的を明確に定めるととも に、その中でいかなる人材を育成しようとする 短期大学は、その理念・目的を実現するため に、教育研究活動に必要な組織、制度その他の 諸条件を整備し、その機能を十分に発揮させな ければならない。同時に短期大学は、理念・目 的に照らして教育研究活動の充実・向上のため の検証を行う必要がある。

短期大学は、その理念・目的**を学則等に定め、** 刊行物やホームページ等を**通じて**、学内の構成 員に周知するとともに、社会に対しても明らか に**しなければならない**。

短期大学は、その理念・目的を実現するため に、社会の変化等を考慮しながら短期大学とし て将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施 策を作成し、必要に応じてこれを見直す必要が ある。この計画等は、短期大学の組織・財政基 盤を踏まえた自律的活動を担保しうる内容で あることが求められる。

(※削除)

(※基準3として移動)

2 内部質保証について

<u>のかを具体的に明示する必要がある。</u> (※新設)

<u>さらに、</u>理念・目的<u>は、</u>刊行物やホームページ等を<u>通して、教職員、学生を含む</u>学内の構成 員に周知<u>徹底</u>するとともに、<u>受験生を含む</u>社会 一般の人々に対しても明らかに<u>する必要があ</u> る。

(※新設)

加えて、短期大学の理念に基づいて、短期大学・学科・専攻科において設定された目的は、 社会的要請の変化等を視野に入れながら、その 適切性を定期的に検証し、その結果を改善に結 びつける必要がある。

<u>【基準2.</u>教育研究組織<u>】</u> (略)

(※基準10から移動)

【基準10. 内部質保証】

<u>< 解説 ></u>

短期大学は、社会の負託を受けた組織体であることから、組織運営と諸活動の状況について 積極的に情報公開し、社会に対する説明責任を 果たす必要がある。 短期大学教育の質を保証する第一義的責任は短期大学自身にある。短期大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に短期大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。

内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、短期大学は、その理念・目的等に照らして、短期大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。短期大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学科、専攻科その他の組織との関係、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。

内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方

また、短期大学が、自律的な存在として機能 するためには、自らの活動を点検・評価し、そ の結果を公表するとともに、改善・改革を行う ことのできる組織にする必要がある。短期大学 の質を保証する第一義的責任は短期大学自身 にあることから、短期大学は、自らの質を保証 する(内部質保証)ために、内部質保証に関す る方針と手続きを明確にする必要がある。

(※新設)

針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。

教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上 を図るために、内部質保証の方針及び手続に基 づき、学科、専攻科その他の組織は、短期大学 の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方 針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を 実施しなければならない。その際、自己点検・ 評価の客観性及び妥当性を高めるために外部 からの評価を取り入れるなどの工夫を講じる ことが必要である。また、行政機関、認証評価 機関等からの指摘事項についても、その対応を 検討しなければならない。こうした学科、専攻 科その他の組織が実施した自己点検・評価につ いては、明確な行動計画を伴った教育の改善・ 向上に連動しなければならない。そのために、 全学内部質保証推進組織は、短期大学全体の取 り組み状況を常に把握しながら、学科、専攻科 その他の組織に対し必要な指示を与え調整を 図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的 <u>役割を担うことが必</u>要である。

短期大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。

短期大学は、内部質保証システム自体の適切

さらに、内部質保証システムを十全に機能させるためには、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための工夫を講じるとともに、自己点検・評価の結果を改善・改革に繋げることが重要である。

(※本項冒頭からの移動)

(※新設)

改定案 現行

性について定期的に点検・評価し、その結果を 改善・向上に結びつける必要がある。

3 教育研究組織について

短期大学は、<u>その</u>理念・目的<u>の実現に必要な</u> 学科、専攻科等の教育研究組織を編成し設置<u>するとともに</u>、これを適切に管理運営する必要がある。教育研究組織は、短期大学における活動単位として機能するものであり、各短期大学の特徴はもとより、学問の動向や社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に適切に配慮したものでなければならない。

短期大学は、教育研究組織の適切性について 定期的に<u>**点検・評価**</u>し、その結果を改善<u>・向上</u> に結びつける必要がある。

4 教育課程・学習成果について

短期大学は、その理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。

(※基準2から移動)

【基準2. 教育研究組織】

< 解説 >

短期大学は、理念・目的<u>に基づいて</u>学科・専攻科等の教育研究組織を編成・設置し、これを適切に管理運営する必要がある。教育研究組織は、短期大学における活動単位として機能するものであり、各短期大学の特徴はもとより、学問の動向や地域社会からの要請にも適切に対応する必要がある。また、短期大学は、教育研究組織の適切性について定期的に検証し、その結果を改善に結びつけることを通じて短期大学の機能を十分に発揮させる必要がある。

【基準3. 教員・教員組織】

(略)

【基準4.教育内容・方法・成果】

< 解説 >

(1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

短期大学は、その理念・目的を実現するため に、**教育目標を定め、これに基づき、**学位授与 方針<u>と</u>教育課程の編成・実施方針を<u>明示する必</u> **要がある**。

学位授与方針には、学位の授与にあたり、学位授与基準と当該学位に相応しい学習成果を明確に示す必要がある。また、教育課程の編成・実施方針には、教育内容、学修時間及び科目の履修順序等、教育活動の体系性を示すとともに、教育課程を構成する授業科目の科目区

改定案 現行

短期大学は、<u>短期大学士課程及び専攻科課程</u>において、法令の定めに加え、自ら定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しなければならない。その際、グローバル化や情報化の進展、学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、両課程における教育研究上の目的の実現や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。また、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を短期大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し効果的に編成する必要がある。

短期大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じなければならない。その一環として、適切なシラバスを作成するとともに履修指導を適切に行い、また、授業計画に基づいて授業を行うほか、授業形態や授業内容、授業方法に工夫を擬らすなど、十分な措置を講ずることが必要である。

分、授業形態及び教育方法等、教育課程を円滑 に実施するための基本的方策の枠組みを示す 必要がある。

さらに、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、短期大学構成員や社会に対して周知を図るとともに、内容の適切性についても、定期的に検証する必要がある。

(2)教育課程・教育内容

短期大学は、<u>学位授与方針と</u>教育課程の編成・実施方針に<u>基づき、学科・専攻科ごとに特</u> 色ある教育課程を編成する必要がある。

その際、国際化や情報化の進展、また学術の動向や社会からの要請等にも留意して、学科・専攻科等の目的・教育目標に応じた授業科目を適切に開設し、体系的に教育課程を編成する必要がある。また、幅広い教養と専門知識が身に付くよう、バランスよく必修・選択科目を配置する必要がある。短期大学は、こうした教育課程により、職業及び生活に必要な能力を醸成するとともに、豊かな人間性と高い倫理観を持った人材を育成していく必要がある。

(3)教育方法

短期大学は、<u>学位授与方針と</u>教育課程の編成・実施方針に基づき、<u>適切な教育方法を開発</u>するとともに、それを実施する必要がある。

教育成果を上げるためには、履修指導によって学生の学習意欲を促進するとともに、適切な履修ができるよう、導く必要がある。特に、留年者、科目等履修生及び聴講生等に対しては、相応の配慮が必要である。また、学習の活性化を図るために、シラバスにおいて、授業科目ごとの学習目標、授業方法及び授業計画に加え、予習の指示、成績評価基準及びオフィスアワー

改定案 現行

短期大学は、履修単位の認定方法に関して、 各授業科目の特徴や内容、授業形態等を考慮 し、単位制度の趣旨に沿った措置を採ることが 必要である。また、教育の質を保証するために、 あらかじめ学生に明示した方法及び基準に則 った厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を 経て、適切な責任体制及び手続によって学位授 与を行わなければならない。

短期大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果を学生が修得したかどうかを把握し、評価することが必要である。そのために、学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標を開発し、それらを適用する必要がある。

短期大学は、教育課程及びその内容・方法の 適切性について定期的に点検・評価し、その結 果を改善・向上に結びつける必要がある。その 際、把握し、評価した学生の学習成果を適切に 活用することが重要である。

5 学生の受け入れについて

短期大学は、その理念・目的<u>を実現する</u>ために、<u>学位授与方針及び教育課程の編成・実施方</u>針を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力

等を明確にし、これに基づいて授業を展開する 必要がある。

さらに、教育の質を確保するために、厳格な成績評価と単位認定を行う必要があり、学生が予・復習をもとに授業科目において十分な学習成果が得られるよう、単位制の趣旨に沿った措置を講じる必要がある。

(4) 成果

短期大学は、<u>学習成果の測定</u>方法や<u>評価</u>指標を開発し、<u>的確に学習成果の評価をする</u>必要がある。

また、教育水準の維持・向上のために、ファカルティ・ディベロップメント (FD) の一環として、授業の内容と方法の改善を図るための組織的研修・研究を実施するとともに、教育成果を定期的に検証することで、教育課程や教育内容・方法を改善する必要がある。

さらに、短期大学は、明示された学位授与方 針に基づき、一定の成果を修めたと認定された 学生に対して、学位を授与する必要がある。

<u>【基準5.</u>学生の受け入れ<u>】</u>

< 解説 >

短期大学は、その理念・目的<u>・教育目標に応じた人材を育成する</u>ために、<u>これらを適切に反</u>映させた学生の受け入れ方針を明示する必要

等の求める学生像、入学希望者に求める水準等 の判定方法を示した学生の受け入れ方針を定 め、公表しなければならない。また、入学定員 及び収容定員を適切に定め、公表しなければな らない。

短期大学は、その受け入れ方針に基づき、高等学校教育と短期大学教育との関連、社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、転科など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な入学者選抜制度及びその運営体制を整備し、入学者選抜を公正に行う必要がある。

短期大学は、教育<u>効果</u>を十分に上げるために、入学定員<u>に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数</u>を<u>適正</u>に<u>管理しなければな</u>らない。

短期大学は、<u>学生の受け入れの適切性につい</u> <u>て</u>定期的に<u>**点検・評価**</u>し、その結果を改善<u>・向</u> <u>上</u>に結びつける必要がある。

<u>6</u> 教員・教員組織<u>について</u>

短期大学は、<u>その</u>理念・目的を実現するために、<u>学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえて、短期大学として</u>求める教員像や各学科、専攻科等の教員組織を編制するための方針を定め、その方針に沿って、学科、専攻科等の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を設けなければならない。その際、特定の範囲の年齢に偏ることのないよう教員の年齢構成に配慮するとともに、教員の国際性、男女比等にも留意しながら、組織ごとに教育研究上必要かつ十分な教員を配置し、教育と研究の成果を上げる必要がある。

がある。

入学者の選抜にあたっては、学生の受け入れ 方針に沿って入学希望者が短期大学士課程の 教育を受けるに足る基礎学力を有しているか 否かの確認を適切に行うことが基本となるが、 入学希望者の意欲・適性等を多面的に評価する ことにも配慮した上で、適切な選抜制度を採用 し、それを運用する必要がある。

<u>また、</u>短期大学は、教育<u>成果</u>を十分に上げる ために、入学定員<u>に基づいて適切な数の学生を</u> 受け入れ、学生収容定員と在籍学生数の比率を 適切に維持する必要がある。

さらに、短期大学は、学生の受け入れ方針に 基づいて、公正かつ適切に学生募集と入学者選 抜が実施されているかを定期的に検証し、その 結果を改善に結びつける必要がある。

<u>【基準3.</u>教員・教員組織<u>】</u> < 解説 >

短期大学は、<u>短期大学・学科・専攻科等の</u>理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、教育課程の種類や学生収容定員等に応じて、教育研究上必要な規模と内容の教員組織を設ける必要がある。また、短期大学は、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるよう、教員組織を編制する必要がある。さらに、特定の範囲の年齢に偏ることのないよう教員の年齢構成に留意するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて教員の適正な男女比構成にも配慮することが重

改定案 現行

さらに、短期大学は、教員の適切な役割分担の もとで組織的な連携体制を確保し、教育研究に 係る責任の所在が明確になるよう教員組織を 編制しなければならない。

短期大学は、教員の募集、採用、昇任等を明文化された基準及び手続に従い公正かつ適切な方法で行うとともに、その地位の保障にも十分に配慮する必要がある。教員の募集、採用にあたっては、広く国内外に人材を求める等人事の活性化を図ることが必要である。その際、短期大学は高度の教育研究機関である点を考慮し、人格、教育研究指導上の能力、教育業績、研究業績、関連分野における実務経験、学界や社会における活動実績等に留意して、候補者を選考しなければならない。

短期大学は、教員の資質向上を図るために、 組織的かつ多面的にファカルティ・ディベロッ プメント (FD)活動に取り組まなければなら ない。このFD活動を通じて、教員の教育能力 の向上、学習成果の分析を踏まえた教育課程の 開発及び改善並びに教育効果を高める授業方 法の改善等を図る必要がある。また、教育のみ ならず、教員の研究活動の活性化を図る取り組 みや、社会貢献等の教員に求められる諸活動に ついてその資質向上を図る取り組みも必要で ある。このほか短期大学は、教育活動、研究活 動、社会活動等に関する教員の業績を評価し、 それらの活動の活性化を図らなければならな 要である。

教員の募集、<u>任免及び昇格等については、</u>明 文化された基準と手続きに従い、公正かつ<u>適切</u> <u>に</u>行う必要がある。<u>また、</u>教員の<u>資格判定</u>にあ たっては、人格、<u>国内外における</u>教育業績、研 究業績<u>及び</u>関連分野における実務経験<u>等を十</u> 分に考慮する必要がある。

また、高等教育機関として求められる教育研究活動を全うするため、教員にはその職責にふさわしい地位・身分が保障されると同時に、適切な待遇が与えられる必要がある。そのため、短期大学は、教員の教育・研究活動の状況を把握し、教育・研究業績の質を検証するためのシステムを確立する必要がある。

さらに、短期大学は、教員の資質向上を図るために、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動<u>を組織的に行うなど、多面的な措置を</u>講じる必要がある。

改定案 現行

い。

短期大学は、教員組織の適切性について定期 的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結 びつける必要がある。

7 学生支援について

短期大学は、幅広く深い教養と専門的知識を 身につけた人材を育成するという責務を果た すことが求められる。また、短期大学における 学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生 の資質及び能力を十分に発揮させるために、適 切な環境を整えるとともに、それぞれの学生の 個性に応じた学生生活上の指導及び助言を適 切に行う必要がある。短期大学は、これらを踏 まえ、またその理念・目的を実現するために学 生支援に関する方針を定め、この方針に沿っ て、学生が学習に専念し、また安定した学生生 活を送ることを支援する体制を整備する必要 がある。

学生の修学支援として、<u>学生の能力に応じた</u> 補習教育、補充教育の他、学生の自主的な学習 を促進する支援が重要である。また、障がいの ある学生、留学生など多様な学生に対する修学 支援や、留年者や退学希望者といった学習の継 続に困難を抱える学生への対応が必要である。 これらのほか、授業料の減免、短期大学独自の 奨学金、学外の奨学金等を通じた経済的支援の 充実を図り、安定した学生生活の実現に努めな ければならない。

学生の生活支援として、<u>心身の健康、保健衛生等に係る</u>指導・相談等を適切に行うためにカウンセリング等の体制の整備に加え、学生の生活環境に配慮した支援が必要である。また、学生が快適で安全な学生生活を送れるように、学

(※新設)

【基準6.学生支援】

< 解説 >

短期大学は、学生が学習に専念し、より良い 学生生活を送ることができるよう、適切な環境 を整備する必要がある。そのためには、学生支 援に関する方針を明確にし、修学支援はもとよ り、心身の健康保持への支援、就職や進学等の 進路支援等を行うことが必要である。

学生の修学支援として<u>は、授業料の減免や奨学金等、経済的支援制度を整備し、学生に対して適切に提供していくとともに、</u>留年者、休・退学者をはじめ、修学支援を必要とする様々な学生に対する支援策を充実させる必要がある。

また、学生の生活支援としては、カウンセリング等の指導相談体制を整備して学生の心身の健康保持に努めるとともに、学生が快適で安全な学生生活を送ることができるよう、学生の人権にも十分に配慮する必要がある。

生の人権<u>を保障し、ハラスメントの防止に十分</u> に配慮しなければならない。

学生の進路支援として、<u>キャリア教育を実施</u> <u>するとともに、</u>キャリア支援に関する組織体制 を整備し、<u>進路選択に関わる支援やガイダンス</u> を実施することが必要である。

これらのほか、部活動、ボランティア活動等 の正課外における学生の活動についても、その 充実のために適切に支援することが重要であ る。

短期大学は、学生支援の適切性について定期 的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結 びつける必要がある。

<u>8</u> 教育研究等環境<u>について</u>

短期大学は、その理念・目的の実現に必要な 教育研究等環境の整備に関する方針を定め、こ の方針に沿って、教育研究組織の規模や特性に 応じて、必要にして十分な広さの校地及び校舎 を配備するとともに、様々な面において環境整 備を図り、学生が自主的に学習に取り組み、ま た、教員が十分に教育研究活動を展開できるよ <u>うにしなければならない。とりわけ、施設、設</u> 備等の使用者の安全及び衛生の確保に万全を 期すとともに、学生の視点に立ったネットワー ク環境や情報通信技術(ICT)機器の充実と その活用の促進を図る必要がある。また、情報 化の進展にあわせた取り組みとして、教職員及 び学生の情報倫理の確立を図ることが必要で ある。これらのほか、学生生活を豊かにするた めに快適性に配慮したキャンパス環境の形成 に努めることが重要である。

現行

さらに、学生の進路支援として<u>は</u>、キャリア 支援に関する組織体制を整備し、<u>就職や進学の</u> ガイダンスをはじめ、卒業生の進路データの整 備や就職・進学情報の提供等を効果的に行い、 学生が自分に合った進路を選択できる環境を 整える必要がある。

(※新設)

(※新設)

【基準7. 教育研究等環境】

< 解説 >

短期大学は、教育研究環境等の整備に関する 方針を明確にし、教育研究組織の規模や特性、 また学生の収容定員等に応じて、必要にして十 分な面積の校地・校舎を配備する必要がある。 さらに、各短期大学の理念・目的を実現するた めに適切な施設・設備等を整備し、学生の学修 並びに教員の教育研究活動の環境を整備する 必要がある。その際、使用者の安全・衛生を確 保するとともに、学生の利便性やキャンパス・ アメニティの向上を図り、学生の立場に立った キャンパス環境を形成することが重要である。

現行

短期大学は、適切な規模の図書館を配備し、 質的かつ量的に十分な水準の</u>学術情報資料を 系統的に収集し、その効果的な利用を促進し て、学生の学習、教員の教育研究活動等に資す る施設として機能させる必要がある。また、図 書館ネットワーク等を利用した、国内外の教育 研究機関との学術情報の相互提供システムを 構築することも重要である。

短期大学は、短期大学としての研究に対する 基本的な考えを明らかにした上で、適切な教員 研究費の支給や研究室の配備に加え、研究時間 の確保に留意することで、教育研究活動を支援 しなければならない。また、教育研究支援スタ ッフ<u>の適切な</u>配置等<u>により、</u>教員<u>が</u>教育研究活 動<u>を</u>活性化<u>させ得る</u>環境を整備する必要がある。

短期大学は、研究倫理や研究活動の不正防止 に関する規程を明文化し、適切な組織のもと研 究倫理の遵守を図り、適切に研究活動を実施す ることが必要である。

短期大学は、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。

9 社会連携・社会貢献について

短期大学は、その知的資源をもって学外の教育研究機関、企業その他の団体、地域社会等との連携を推進する必要がある。さらに、地域社会のニーズに配慮して生涯学習の機会を提供するなど、短期大学が生み出す知識、技術等を社会に有効に還元するシステムを構築し、社会に貢献することが必要である。

短期大学は、<u>これらのことを前提に、その特</u>性に応じた社会連携・社会貢献に関する方針を

また、教育研究を推進するために図書館を設置して、司書等の専門職員を配置し、質・量ともに十分な図書、学術雑誌、視聴覚資料及びそれらの電子媒体等の学術情報資料を系統的に集積して、その効果的な利用を促進する必要がある。

さらに、研究支援スタッフを配置する等、教員の教育研究活動の活性化を支援する環境を整備するとともに、学生・教員に研究倫理の遵守を徹底する必要がある。

(※新設)

<u>【基準8.</u>社会連携・社会貢献<u>】</u> < 解説 >

短期大学は、社会<u>との</u>連携・<u>協力</u>に関する方 針を**明確にし、研究成果等の情報発信に努める**

現行

定め、この方針に沿って、地域社会等からのニーズを把握し、短期大学の教育研究組織を活用して、社会的要請に応えることが重要である。

とりわけ地域との連携をその理念・目的の中 に掲げる短期大学においては、学生や教職員が 地域の住民や企業等と積極的に関わり、研究成 果の発信、知識及び技術の提供等の推進に努め ることが期待される。

また、グローバル化への対応をその理念・目的に掲げる短期大学においては、国際社会への 貢献として、学生及び教職員と地域住民の様々 な国際交流、研究成果の国際的な発信、知識及 び技術の国際的な提供等の推進に努めること が期待される。

短期大学は、社会連携・社会貢献の適切性に ついて定期的に点検・評価し、その結果を改 善・向上に結びつける必要がある。

10 大学運営・財務について

(1) 大学運営

短期大学は、その理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために大学の運営に関わる方針を策定し、それを構成員に周知する必要がある。その方針は、学長の責任ある判断が可能な体制を構築し、学内構成員の意見も参考とした適切な大学運営を実現させるものでなければならない。また、わが国においては、短期大学の多くが教学組織と短期大学を設置する法人組織で構成されている現状に鑑みて、両者の権限と責任をあらかじめ明確にし、適切な連携体制を構築することが必要である。

なお、併設大学がある場合には、短期大学と しての運営について、方針や方策を明確にして 他、地域社会のニーズにも配慮した公開講座やセミナー等の生涯学習の機会を提供する等、教育研究上の成果を積極的に社会に還元し、社会貢献を推進する必要がある。また、教育研究の充実を図るために、学外の教育研究機関、自治体、企業・団体及び地域との連携も図り、積極的に社会との交流を促進する必要がある。

(※新設)

(※新設)

<u>【基準9.管理運営</u>・財務<u>】</u>

< 解説 >

(1) 管理運営

短期大学は、<u>理念・目的を</u>実現するために、 明確な中・長期の管理運営方針を策定し、関係 法令に基づいて明文化された規定に従って、適 切・公正に管理運営を行う必要がある。その際 は、法人組織・教学組織の権限と責任を予め明 確にし、民主的かつ効果的な短期大学の意思決 定プロセスを担保する必要がある。また、その 一環として、学長、短期大学部長、学科長、理 事等の権限と責任を明確化し、それらの任免を 適切に行う必要がある。

なお、併設大学がある場合には、短期大学と しての**管理**運営について、方針や方策を明確に おく必要がある。

意思決定、権限執行等は、関係法令及び大学 の運営に関わる方針に基づき、明文化された規 程に従って適切かつ公正に行われる必要があ る。その一環として、教学組織における学長、 副学長及び学科長等の権限と責任、また法人組 織における理事長をはじめとした理事等の権 限と責任を明確にし、それらの任免を適切に行 う必要がある。また、短期大学は、明確で適切 な中・長期の財政計画を踏まえて予算編成を行 うとともに、予算執行を行わなければならな い。

短期大学は、短期大学業務を円滑かつ効果的 に行うために、適切な事務組織を設置し、これ を十分に機能させなければならない。そのため に、短期大学の教育研究活動の趣旨や目的、と りわけ学生に対する支援に深い理解を有する 職員を配置することが必要であるとともに、専 門的な知識及び技能を有する職員の育成や配 置等を行うことが重要である。また、それらの 職員が積極的に企画・立案能力を発揮し、大学 運営において主体的な役割を担い得る環境を 整備する必要がある。職員の採用及び昇格にあ たって、短期大学は、これに関する諸規程を整 備するなどし、優秀な人材の確保に努める必要 があり、また、適正な業務評価に基づく処遇改 善等を通じて職員の意欲向上を図る必要があ る。

教育研究機関である短期大学の運営は、教員と職員の協働によって行われることが重要である。また、適切かつ効果的な大学運営を実現するためには、組織的なスタッフ・ディベロップメント(SD)活動が必要であり、こうした活動を通じて短期大学は、教員及び職員の大学運営に必要な資質の向上を図らなければなら

しておく必要がある。

また、短期大学は、短期大学業務を円滑かつ効果的に行うために、適切な事務組織を設置し、短期大学の運営を総合的に行う環境を整備しなければならない。事務組織には、必要に応じた部署を設けて、その役割を明確にするとともに職員を適切に配置し、組織が十分に機能するよう、人事も含めて適宜検証する必要がある。

さらに、適正な業務評価に基づく処遇改善や スタッフ・ディベロップメント(SD)活動等 を行うことにより、短期大学の職員として求め られる能力を高め、組織の活性化と業務の効率 化、ひいては組織全体の機能の向上を図る工夫 が必要である。 改定案 現行

ない。

このほか、短期大学は、大学の運営に関わる 方針に基づいた適切な大学運営を担保するために、監査体制を整えて監査するとともに、大 学運営の適切性について定期的に点検・評価 し、その結果を改善・向上に結びつける必要が ある。

(2) 財務

短期大学は、教育研究活動を安定して遂行するために、明確で適切な中・長期の財政計画のもと、必要かつ十分な財務基盤を確保し、これを公正かつ効率的に運営する必要がある。また、わが国の有為な人材の育成と学術研究の進展に寄与するとともに、教育研究水準を維持し向上していくための基盤整備を図ることが求められている。そのため、短期大学の安定的な財政運営には、特段の配慮が必要である。

大学財政は、授業料収入への過度の依存を避け、授業料以外の財源の確保を図ることが教育研究水準の維持・向上にとって必要である。そのため、学外からの資金を受け入れるための体制を整備し、その受け入れに積極的に取り組むことが重要である。

附 則 (平成 30 年 2 月 27 日)

<u>この基準は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。</u>

(※新設)

(2) 財務

短期大学は、教育研究を安定して遂行<u>し、か</u>つ中・長期の管理運営方針を実施するために、明確な中・長期財政計画のもと、必要かつ十分な財政的基盤を確保し、これを公正かつ<u>効果的・</u>効率的に運営する必要がある。そのためには、方針・計画に基づいた予算編成を行い、年度終了後には予算執行の適切性を分析し、翌年度の編成に役立てることが重要である。

また、短期大学の財政は、授業料収入への過度の依存を避け、授業料以外の財源の確保を図ることが教育研究水準の維持・向上にとって必要である。そのため、学外からの資金を受け入れるための組織・体制を整備し、その受け入れに積極的に取り組むことが重要である。

(※新設)